

「個人情報削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は詐欺です。相手にせずすぐ電話を切ってください。

Q 昨日、「国税局の〇〇です。預金口座をいくつ持っていますか。どちらの銀行ですか。株を持っていますか」など若い男から電話で聞かれ、次々と答えてしまった。すると、今日の午前中に「国民生活センターの〇〇です。あなたの個人情報が大手スーパーなど3か所に漏れています。個人情報を削除します。削除が成功したらまた報告します。今日の午後はお在宅ですか」と聞かれた。怖くなって最寄りの消費生活センターへ電話し、消費生活センターの指示で警察に電話をした。午後、同じ若い男から電話があり「国民生活センターです。個人情報は削除できました。今度はサプリメントに注意してください」と言われた。昨日、預金口座のことなどを話してしまったので、次々に電話がかかってくるのか。怖くてたまらない。どうしたらよいか。（女性 80代）

A 公的機関を騙り信用させて「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと言った電話がかかってきます。公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話することは絶対にありませんので、相手にせずすぐ電話を切ってください。

少しでも疑問や不安を感じた場合にはすぐ消費生活センターに相談してください。



松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。
月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

子どもを虐待から守るために

近年、子どもに対する虐待が新聞などで報道されています。幼い子どもを虐待のうえ死亡させたというような悲惨なニュースは大々的に報道されますが、表に出ない虐待も多いといわれています。

「児童虐待」には、どのようなものがあるのでしょうか？法律では、次の4つに分けられています。

- ①身体的虐待(なぐる、けるなどの暴行) ②性的虐待(わいせつな行為をしたり、させたりすること)
- ③ネグレクト(子どもの監護を怠ること) ④心理的虐待(子どもの心を著しく傷つける言動)

虐待に至る原因はさまざまですが、保護者が子育てに悩み、ストレスを抱えることで、「しつけ」のつもりが「感情にまかせて叱る」という行動にすり替わっていることも多いのではないのでしょうか。虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、保護者が子育てに苦労している現実もあります。子どもを虐待から守るためには、周囲のあたたかい支えが必要ではないのでしょうか。

子どもを虐待から守る5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
2. 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではない)

文部科学省「家庭教育手帳」から

189(いちはやく)児童相談所全国共通ダイヤル

虐待かもと思ったら ☎ **189** へ